

【平成6年度】

8-135 公共事業の配分のあり方に関する報告

公共事業の配分のあり方に関する報告
平成5年11月26日

大蔵大臣 藤井 裕久 殿

財政制度審議会会長 鈴木 永二

財政制度審議会は、本年度、公共事業の配分のあり方に関し、歳出の削減合理化等に関する特別部会の下、公共事業に関する小委員会を設置し、集中的な審議を行ってきた。同小委員会報告は、歳出の削減合理化等に関する特別部会において了承され、更に総会における了承の上、ここに当審議会として報告する運びとなった。

政府におかれては、本報告に提示した考え方に沿い、公共事業の配分の見直しに勇断をもって取り組まれるよう強く要望する。

財政制度審議会歳出の削減合理化等に関する特別部会委員・特別委員名簿

部会長	○川勝 堅二	(株)三和銀行会長
部会長代理	貝塚 啓明	東京大学教授
委員	○飯田 経夫	国際日本文化研究センター教授
	◎石 弘光	一橋大学教授
	○今井 敬	新日本製鐵(株)代表取締役社長
	川上 哲郎	住友電気工業(株)取締役会長
	佐々波 楊子	慶応大学教授
	鈴木 永二	三菱化成(株)相談役
	○高原 須美子	経済評論家
	竹内 道雄	(財)資本市場研究会理事長
	田中 豊蔵	(株)朝日新聞社論説

特 別
委 員

谷村 裕	主幹・取締役 (財)資本市場振興財団顧問
玉置 和宏	(株)毎日新聞社論説副委員長
俵 孝太郎	評論家
中根 千枝	東京大学名誉教授
○長岡 實	東京証券取引所理事長
藤井 直樹	(株)サンシャインシティ代表取締役社長
○堀川 健次郎	(株)日本経済新聞社編集局総務
正村 公宏	専修大学教授
盛田 昭夫	ソニー(株)代表取締役会長
柳島 佑吉	(株)産業経済新聞社論説副委員長
吉本 宏	日本銀行副総裁
渡辺 恒雄	(株)読売新聞社代表取締役社長・主筆
伊部 恭之助	(株)住友銀行相談役最高顧問
岩間 英太郎	(財)達達科学研究教育センター理事長
河合 良一	(株)小松製作所代表取締役会長
澤邊 守	日本穀物検定協会会長
首藤 堯	(財)地域総合整備財団理事長
館 龍一郎	青山学院大学教授
中西 陽一	石川県知事
永光 洋一	帝都高速度交通営団総裁
○星野 進保	総合研究開発機構理事長
丸山 良仁	東日本建設業保証(株)顧問
山本 正淑	日本赤十字社社長

上記委員のほか、矢田壯一（日本放送協会解説委員室解説主幹）が平成5年10月28日まで参加した。

（○印を付した委員及び特別委員は、公共事業に関する小委員会に所属した委員及び特別委員、◎印を付した委員は小委員長である。）

財政制度審議会公共事業に
関する小委員会の審議経過

	テーマ
第1回 (10月12日)	○事務局説明 (公共事業の各事業の概要と課題等)
第2回 (10月26日)	○ヒアリング (農林水産省、運輸省、建設省)
第3回 (11月9日)	○ヒアリング (兵庫県知事、金沢市市長、西川町町長)
第4回 (11月19日)	○小委員会報告素案 審議
第5回 (11月26日)	○小委員会報告案 審議

1. はじめに

- (1) 本格的な高齢化社会が到来する21世紀を間近に控え、真に豊かさを実感できる社会を実現するためには、今後社会資本整備を着実に推進する必要がある。高齢化社会を前に投資余力のある期間はわずかしか残されておらず、また、財政事情が極めて深刻になっている現在、従来のように各省の枠の中に留まらず、真に緊急に整備が必要とされる分野に思い切った重点投資を行う必要がある。
- (2) 社会資本整備は、公的部門と民間部門及び公的部門の中でも国と地方の適切な役割分担の下で進められる必要がある。しかしながら、社会資本整備のうち国の役割として進められる公共事業に関しては、近年、その資金配分が硬直化してきているとの批判がなされている。
- (3) 石油ショック以降、我が国経済が高度成長から安定成長へ移行するのに対応し、行政改革を推進するため、徹底して歳出を抑制しつつ、種々の制度改正を行ってきた。

公共事業についても同様に、総額を抑制し事業実施の合理化を図り、その過程で、まず各省庁の枠の中において公共事業を重点的に配分してきた。その後、公共投資基本計画等を踏まえ、最近になって、生活関連重点化枠を設けるなど配分見直しに取り組んできたが、省庁別の配分という観点からみると大きな変化など生じていない。

- (4) バブル崩壊後、先行きの不透明な経済動向の下で、公共事業の果たす景気調整機能に対する期待は益々高まってきていると思われるが、一方、公共事業の果たすもう一つの重要な役割である資源配分機能については、近年、配分の硬直化により、必ずしも適切な機能を果たしているとは言い難い。このような公共事業における資源配分の硬直化は、現世代だけでなく、将来世代にわたって影響が及ぶものであり、早急にこれを是正する必要がある。

財政の本来の機能を十分に発揮させるため、また財政資金を効率的に使用するため、財政制度審議会は従来より歳出項目全般について検討を行ってきた。以上のような認識の下で、今年度は、公共事業の配分のあり方について集中的な検討を行った。

2. 社会資本整備における公共事業の役割

公共事業の配分を検討するにあたっては、まず、公共事業が社会資本整備全体の中でのどのような役割を果たしているのかを明らかにする必要がある。以下、順に、社会資本の範囲、官民の役割分担、国と地方の役割分担、各省庁の役割分担等について検討する。

(1) 社会資本の範囲

社会資本とは、一般に、私的な利潤動機による投資のみに委ねると、必要とされる資本量が国民経済社会の必要性からみて、欠落するあるいは著しく不均衡になる等好ましくない状態が発生すると考えられる資本とされている。

長い目で歴史を振り返ってみると、技術の進歩や国民の価値観の変化等により、都市交通において路面電車から地下鉄に変わったように、あるいは、学校や病院、鉄道のように民間部門で相当部分を供給するようになるなど、具体的な社会資本の中身やその供給のあり方は時代の推移に応じて変化してきている。

社会資本とは、国民生活や経済活動に必要な不可欠な有形の資本である。最近、教育や文化、伝統、あるいは人材育成といった次の世代に残すべきものは全て社会資本に含めて考えようとする意見もあるが、施設以外の部分についてまで社会資本に含めることには無理がある。

(2) 官民の役割分担

社会資本には、道路や港湾のように外部効果を持つことから公的部門が整備するものや、病院や学校のように民間部門でも整備しうるものがある。そこで、どういう主体がどういう資金でこれを整備していくべきかということについて、検討する必要がある。

基本的には、市場において収益性が確保できない基礎的な社会資本は公的主体が整備し、それ以外の社会資本は民間主体が創意と工夫を発揮して多様なニーズに対応するということになる。

三公社の民営化の例をひくまでもなく、公共性を有する財・サービスを供給する場合であっても民間部門で供給できる場合には、まず民間部門の競争に委ねる方が効率的な供給が可能である。公的部門で供給するのは、民間部門に任せたのでは、全く、あるいはほとんど供給されない財に限る方が良い。かかる視点にたち、今後とも社会資本の官民の役割分担を考えるべきである。

(3) 国と地方の役割分担

社会資本整備にあたり公的部門の中で、国と地方公共団体がどのように役割分担すべきかが問題となる。

社会資本整備に関する国の関与の仕方としては、国が自ら整備主体となって費用を負担するものと、地方公共団体が整備主体となるものに国が補助金等の形で費用負担するものがある。

国が自ら整備主体となって行う事業は、影響が広域に及び規模が大きい事業、あるいは技術的に困難な事業、また、全国的見地から重要である事業等の基準に沿う事業を原則とすべきである。

一方、地方公共団体が整備主体になる場合の補助金は、ナショナルミニマムの必要性にもかかわらず地方公共団体ごとの整備水準が不均衡になる可能性のある公共施設を対象と

すべきである。その際、国の関与は社会資本の分野でできるだけ基本的な部分に限定することが望ましい。従って、その補助対象の範囲、運用が地方公共団体の自主性を損なうことがないように常に見直す必要がある。

小規模でかつ住民に身近な社会資本の整備は、地方公共団体が自らの財源と自らの判断で実施する地方単独事業によるべきである。

(4) 省庁間の役割分担

国が関与して整備すべき社会資本について、どの省庁が担当すべきかという問題を検討する必要がある。この点に関しては、各省庁が本来果たすべき役割を踏まえ、例えば、建設省は国土建設や住宅供給に、農林水産省は食料の安定的確保や農村の活性化に、運輸省は交通輸送対策に重点を置くことが望ましい。各省で類似の事業を行っている場合は、その事業の本来の事業目的に照らして、各省庁の役割分担を見直すことが必要である。

具体的には、建設省、農林水産省、運輸省で実施されている道路、農道、臨港道路事業等、建設省、農林水産省、厚生省で行われている下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽事業、さらには、運輸省、建設省、農林水産省の三省で分割実施されている海岸事業については、各々の省庁が縦割的に独自の評価を行うため、効率的な投資が損なわれたり、適正な採択や進捗調整が困難になるおそれがある。

しかしながら、この問題は最終的には行政組織のあり方に係わる問題であり、慎重かつ総合的な検討が必要である。従って、当面、これらの事業については、関係省庁間で適切な調整を行い、効率的な資金使用に努める必要がある。

(5) 「公共事業関係費」の範囲の見直し

国が自ら整備主体となったり、補助金という形で地方公共団体の事業に関与して整備することが適当とされた社会資本は、国の一般会計予算の分類でいうと、「公共事業関係費」と「その他施設費」によって整備されている。

両者を比較すると、「公共事業関係費」が対象とする事業は土木工事が中心であり、また受益が特定し難く、その施設単体で効用を発揮するものである。これに対し、「その他施設費」が対象とする事業は建築工事が中心

であり、病院、学校等のように施設だけでは効用を発揮できず医師、教員等が提供する公共サービスが重要となるものである。

しかしながら、「公共事業関係費」の対象は、空港や上下水道等の整備事業が後から追加されたように、幾多の変遷を経て現在に至っておりその基本的性格が維持される限り、対象範囲について硬直的に考える必要はない。このような観点からすれば、最近の社会経済情勢や国民のニーズを踏まえて、地下鉄等のインフラ整備についてはこれを「公共事業関係費」の対象とすることも検討すべきである。

公共事業予算に関連し、現在「その他施設費」の対象となっている学術研究施設や社会福祉施設についても、文教政策や社会福祉政策の体系の中で、的確な位置づけを行いつつ整備すべきである。具体的には、学術研究施設は、将来の我が国の発展のために予算の重点的配分に努めることが望ましい。また、社会福祉施設については、高齢化社会の到来に備えて着実な整備を行う必要がある。

最近、財政法第四条に基づく公債発行対象経費の範囲を拡大してはどうかという議論がみられる。しかしながら、建設公債発行は一定の耐用年数を有する資産の形成を行い、そこからの受益が将来世代にまで及ぶために、例外的に認められているものである。耐用年数の短い機器類にまでその対象範囲を拡大することは、建設公債の名の下に事実上、赤字公債を発行することになるので、財政節度堅持の観点から行うべきではない。

3. 公共事業予算の配分の考え方

(1) 配分の推移

公共事業の事業別配分は、長い目でみれば、国民のニーズや時代の要請に応じて変化してきている。

戦後の公共事業の歴史を概観してみると、戦後復興期においては食料増産や治山、治水、災害復旧等の国土保全に資する事業に重点投資された。次いで、高度成長期には道路、港湾等産業振興に資する事業が中心となった。さらにそれ以降は、生活環境の改善を図るため、住宅、下水道、公園、環境衛生等国民生活に身近な分野が重視されてきている。

その間、各省庁の枠の中では、事業別配分にそれなりの努力の跡がみられるものの、省

庁別配分の観点からみるとさしたる変化は起きている。特に、昭和50年代後半以降、行財政改革が推進される中で公共事業予算が抑制されたため、配分の固定化が進んできた。その後平成3年度に生活関連重点化枠が設けられ、配分の見直しに取り組んできたが、重点枠自体の規模が小さかったこともあり、全体として大きな変化は生じていない。

(2) 配分の見直しにあたっての考え方

公共事業の配分の見直しにあたっては、まず、高齢化社会が本格化する21世紀までのわずかな期間に、限られた資金を重点的・効率的に使用することが最も重要な課題であることを確認せねばならない。

また、公共事業の配分にあたっては、その時々社会経済情勢の変化や国民のニーズを踏まえ、省庁の枠を超えて事業別に優先度をつけることが重要であり、省庁別の配分比率はその結果であるという考え方に立つべきである。

(3) 配分の基準

現行の各公共事業は、それぞれ複数の事業項目から構成されているが、大別すれば、次の通り、(A)生活環境整備、(B)国土保全、(C)産業基盤整備の三つの類型に分離される。

- (A) 住宅、下水道、農業集落排水、上水道、廃棄物処理施設、公園、生活圏内道路、等
- (B) 治水、海岸、森林整備（治山、造林、林道）、等
- (C) 工業用水、漁港、沿岸漁場整備、港湾、農業生産基盤、等

三類型の優先順位は、上記(2)「配分の見直しにあたっての考え方」の下で次の理由により(A)、(B)、(C)の順とすることが適当である。

- (A) 生活環境整備については、国土保全、産業基盤整備に比べ事業の本格的実施が遅れたため、限られた期間に緊急に整備をする必要があるところから、当面、集中的に投資するよう努めるべきものである。
- (B) 国土保全については、我が国の自然的特性からいって、特定の時期に完了するといった性格のものではないので、長期的視点から着実に実施していくべきである。

- (C) 産業基盤整備については、これまでの投資実績や国民経済に占める比重の変化等を考慮すると、これからの我が国経済の成長のために必要な分野には適切な配慮をしながらも、全体としては、重点的かつ抑制気味に扱うべきである。

高速道路、拠点空港等は、上記の三類型に分類し難いものではあるが、国土の骨格の形成、あるいは、国際社会との交流のための基盤的施設であり、各々の必要性を見極めながら、着実に整備していくことが必要である。

また、このような基準で配分した場合には、現状に比べて都市重視の考え方であり、国土の均衡ある発展に逆行するとの反論も予想される。

しかしながら、都市においても、地方においても最近の国民のニーズは便利で住みよい生活環境を形成してほしいということであり、下水道等の生活環境整備型の事業の多くは、

実際に、都会よりも地方でより多く実施されている実績がある。従って、上記の優先順位による配分を行っても、都会重視になるとか地域振興に反するということには決してならない。

4. おわりに

平成6年度予算の編成にあたっては、今回提示した考え方に沿ってできるだけ大幅な配分見直しが実現されることを強く期待している。もとより、配分の問題は平成6年度だけに限られるものではなく、不断の検討が必要であることは言うまでもない。政府は公共事業に対するニーズの変化を的確に把握し、情勢に応じた適切な配分に努めるよう希望しておきたい。

(出所)「公共事業の配分のあり方に関する報告 平成5年11月26日 財政制度審議会」(財務省図書館所蔵)。

8-136 「建議」及び「報告」の平成6年度予算における主な措置状況

(総論)

「建議」・「報告」における指摘事項		平成6年度予算における措置状況						
1. 真に必要な財政需要には適切に対応しつつも、各歳出項目については、制度、施策の根本にさかのぼった従来以上に徹底した見直しを行い、限られた財政資金の重点的、効率的な配分に努めるべき。	◎ 誠に深刻な財政事業の下、限られた財政資金の重点的・効率的配分により「21世紀ビジョン」で示された方向や生活者重視の観点等を踏まえ、質的な充実に配慮。 〔主要経費別伸率の推移〕	(単位：％)						
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
		社会保険関係費	6.6	5.1	4.3	3.2	2.6	うち 社会福祉費 6.7 保健衛生対策費 3.3
		文教及び科学振興費	3.6	5.5	5.4	2.4	2.4	
		恩給関係費	▲1.0	▲1.6	▲1.4	▲0.4	▲0.8	うち 義務教育費国庫負担金 2.3 国立学校特会繰入 4.0 科学技術振興費 7.1
		防衛関係費	6.1	5.45	3.8	1.95	0.9	
		公共事業関係費	0.3	6.0	5.3	5.7	4.7	
		(含NTT等事業分)	0.2	2.4	4.5	4.8	4.0	
		経済協力費	6.9	7.8	7.0	5.7	4.4	
		(ODA)	8.2	8.0	7.8	6.5	4.8	
中小企業対策費	0.1	0.3	0.3	▲0.2	▲3.8			
エネルギー対策費	3.8	8.1	6.6	3.8	3.2			
食糧管理費	▲5.5	▲5.6	▲8.3	▲9.0	▲11.9			
その他の事項経費	2.7	4.6	5.1	3.3	1.5			
一般歳出計	3.8	4.7	4.5	3.1	2.3			
(経常)	4.6	4.2	4.1	2.4	1.7			
(投資)	0.7	3.9	5.8	6.0	4.8			
		(6.7)						

○ 防衛関係費については、昭和35年度(0.6%)以来の1%を切る低い伸び。

○ ODAについては、円高による影響や5年度3次補正の追加額(80億円)を加味すれば、実質的に概ね5年度並みの実力伸率を確保。

○ 中小企業対策費については、商工会経営指導員人件費等の地方交付税措置への移行分(一般財源化237億円)を含めた中小企業対策総予算ベースで対前年度4.3%の伸びを確保。

○ 食糧管理費については、ピーク時(56年度)の3割弱。一方、一般農政費については、過去最高の水準を確保。

○ 3年度公共事業関係費、及び〔投資〕欄の下段()書きは、補助率戻し分を含んだもの。また、6年度は組替後ベース。

「建議」・「報告」における指図書事項		平成6年度予算における措置状況																												
2. 5年度3次補正予算及び6年度予算を通じて可能な限り景気に配慮するよう努めていく必要がある。		◎ 一般歳出全体が低い伸びとなっている中、投資的経費は高い伸びを確保。また、公共投資についても、5年度3次補正による追加分を含わせれば、相当規模を確保。																												
		○ 一般歳出等の伸率の推移（当初予算ベース、単位：％）																												
		<table><tr><th></th><th>58～62</th><th>63</th><th>元</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6（年度）</th></tr><tr><td>一般歳出〔経常〕</td><td>▲0.0</td><td>1.2</td><td>3.3</td><td>3.8</td><td>4.7</td><td>4.5</td><td>3.1</td><td>2.3</td></tr><tr><td>〔投資〕</td><td>▲3.2</td><td>1.0</td><td>3.8</td><td>4.6</td><td>4.2</td><td>4.1</td><td>2.4</td><td>1.7（見込み）</td></tr></table>			58～62	63	元	2	3	4	5	6（年度）	一般歳出〔経常〕	▲0.0	1.2	3.3	3.8	4.7	4.5	3.1	2.3	〔投資〕	▲3.2	1.0	3.8	4.6	4.2	4.1	2.4	1.7（見込み）
	58～62	63	元	2	3	4	5	6（年度）																						
一般歳出〔経常〕	▲0.0	1.2	3.3	3.8	4.7	4.5	3.1	2.3																						
〔投資〕	▲3.2	1.0	3.8	4.6	4.2	4.1	2.4	1.7（見込み）																						
		(注) 58～62年度については、平均伸率。3年度の投資部門経費は、補助率戻し分除き。																												
		○ 公共投資の規模の確保																												
		<table><tr><td>公共事業関係費〔5年度当初〕</td><td>8兆6,384億円</td><td>→</td><td>〔6年度当初〕</td><td>8兆9,846億円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>（〔5年度3次補正〕</td><td>1兆6,045億円）</td></tr></table> 40% → 226%		公共事業関係費〔5年度当初〕	8兆6,384億円	→	〔6年度当初〕	8兆9,846億円				（〔5年度3次補正〕	1兆6,045億円）																	
公共事業関係費〔5年度当初〕	8兆6,384億円	→	〔6年度当初〕	8兆9,846億円																										
			（〔5年度3次補正〕	1兆6,045億円）																										
3. NTT株式会社売却収入のうち、地方公共団体に貸し付けられている残高を国債償還財源に復する措置を講ずることにより、定率繰入れを停止しても、6年度における国債整理基金の運営に支障が生じないよう対応することが可能となる。 このような状況を踏まえ、6年度の定率繰入れを停止することは、当面の財政運営のためにやむを得ない。		◎ 定率繰入れ停止措置等について																												
		国債整理基金特会 → 定率繰入れの停止 3兆 849億円 × → 一般会計 NTT事業貸付金繰上償還 2兆 2641億円 → 一般会計 一般会計 → 建設公債 一般会計 → 産業投資特会 → 地方公共団体 一般会計 → NTT償還時補助 → 地方公共団体																												

(各論)

平成6年度予算における措置状況	
1. 社会保障	
(1) 医療費の適正化	
○ レセプト点検の強化、指導監督の徹底など従来からの施策を更に推進するほか、長期入院の是正、検査、投薬の適正化等を推進するとともに、診療報酬の合理化、薬価基準の適正化を図る。	○ 指導監督、レセプトの点検及び審査、医療費通知等従来ベースの対策の充実・強化。 ○ 長期入院の適正化等老人医療費の適正化。
○ 急増を続ける老人医療費に対して、 ・ 適正な自己負担やいわゆる社会的入院の是正等 を内容とする診療報酬支払方式面での対応により医療費の無駄を省く。 ・ 「高齢者保健福祉推進十か年戦略」の着実な実施等により、医療に偏らない健康づくりや在宅福祉などの総合的な施策を進めることが重要。	○ 老人保健制度の改正。 ① 入院時の食事につき、定額自己負担の導入 ② 在宅医療の推進 ・ かかりつけ医師機能を診療報酬で評価 ・ 訪問看護事業の拡大（老人 → 難病等） ○ 「高齢者保健福祉推進十か年戦略」の着実な推進。 〔5年度〕 〔6年度〕 ・ 在宅福祉対策の緊急整備 52,405人 → 59,005人（6,600人増）等 ホームヘルパーの大幅な増員 ・ 施設の緊急整備 特別養護老人ホームの整備 202千床 → 212千床（10千床増）等
○ 医療法に基づく都道府県の医療計画を基本としつつ、病院・病床等の適正配置を推進するとともに、病床過剰地域における病床の削減方策を検討。	○ 医療計画に基づく病床規制の実施。
(2) 医療保険制度	
○ 医療費の適正・公平な負担、医療保険制度の安定及び患者のサービス選択の幅の拡大等の観点から、公的医療保障の給付・内容につき見直しを行うべき。特に、国民のニーズが多様化・高度化している入院給食等については、在宅医療の患者とのバランス等を勘案しつつ、付添看護・介護の是正や在宅医療の推進と一体のものとして、保険給付の在り方を見直していくべき。	○ 患者ニーズの多様化・高度化に対応し、良質かつ適切な医療を確保する等のため、制度改正を行う。 ① 入院時の食事につき、定額自己負担の導入 患者の自己負担 一日（3食） 800円（平均的家計において通常かかる食費の額に相当） 住民税非課税世帯については 660円 ・ 入院時の食事の改善 ・ 付添看護・介護に係る給付の改善 ② 在宅医療の推進 ・ かかりつけ医師機能を診療報酬で評価 ・ 訪問看護事業の拡大（老人 → 難病等） ③ 在宅医療の推進 ・ 出産育児一時金の創設 ④ 在宅医療の推進 ・ 訪問看護事業の拡大（老人 → 難病等） 等

「報告」における指摘事項	平成6年度予算における措置状況				
(3) 国民健康保険制度 ○ 国庫負担の増大、所得格差、保険料負担の不均衡など様々な問題を抱えており、引き続き制度の見直しを進めていくことが必要。 (4) 国立病院・療養所 ○ 国立病院・療養所への一般会計繰入れにつき、政策医療、看護補養成等繰入れ対象とすべき経費についての基準を5年度予算において設けたところであり、引き続きこの基準に基づき予算編成を行うべき。 ○ 経営合理化を図るため、施設の統廃合及び経営移譲を実施するとともに非効率な運営がなされている病棟を集約する等、引き続き、経営の改善に努力すべき。	○ 医療保険審議会において検討中。 ○ 一般会計繰入れ額 繰入れ率 [5年度予算] 2,482億円 24.9% ⇒ ⇒ [6年度予算] 2,588億円 24.9% ○ 施設の統合 国立福岡中央病院 国立久留米病院 ↑ 国立病院九州医療センター（仮称） ○ 病棟集約 <table border="1"><tr><td>病床減</td><td>△150床</td></tr><tr><td>定員減</td><td>△23人</td></tr></table>	病床減	△150床	定員減	△23人
病床減	△150床				
定員減	△23人				

「報告」における指標事項	平成6年度予算における措置状況
(5) 年金 ○ 年金制度が成熟化していく中、年金制度の安定的運営が図られるとともに、世代間のバランスが保たれ、社会の活力が維持されることを可能にする制度の再構築が必要。 ○ そのため、平成6年財政再計算に際し、次のような改正を行う必要がある。 ① 21世紀初頭には、60歳台前半期の年金の在り方について弾力的な仕組みを工夫した上で、本格的な年金の支給年齢を65歳からとする。 ② 年金額改定につき、名目賃金の伸びに応じ見直してきた従来方式を改め、現役世代の実質的な賃金(税・社会保険料を除いた賃金)の動向に応じて改定を行う。 ③ 保険料につき、適切な段階的引上げを行う。厚生年金保険料について、現役世代内の負担の公平の観点に立ち、政管健保制度と同様ポータスからも保険料を徴収する。 ④ 失業給付と老齢厚生年金の併給につき、所要の調整を行う。	○ 60歳台前半の厚生年金の見直し(平成13年度より実施) ・60歳台前半の年金は、65歳以降の年金とは別個の給付(報酬比例部分の年金)とし、2001年度(平成13年度)から2013年度(平成25年度)にかけて、現行の仕組みから段階的に切り替える。 ・働くことが著しく困難な障害者や長期加入者(45年以上加入者)には、65歳前での特別支給の老齢厚生年金額相当の年金を支給。 ○ 厚生年金の再評価の方式の変更(平成6年10月実施) 現役世代の税・社会保険料を除いた手取賃金の上昇率を用いて再評価。 ○ 保険料率の引上げ等 (厚生年金) ・保険料率の改定(平成6年10月実施) 制度の長期的安定を図るため、5年毎の財政再計算期に25%ずつ保険料を引き上げることとを予定。ただし、今回の改正に際しては、2.5%引上げと同様の効果を保ちつつ、引上げを二段階に分けて行う。 (平成6年10月実施) (平成8年10月実施) 14.5% → 16.5% → 17.35% ・ポータスからの厚生年金保険料徴収(平成7年4月実施) 保険料率 1.0% (労使折半) ・標準報酬等級の改定(平成6年10月実施) 上限 53万円 → 59万円 下限 8万円 → 9.2万円 (国民年金) ・保険料の改定(平成7年4月実施) 平成5年度 月額 10,500円 → 平成6年度 11,100円 → 平成7年度 11,700円 (以降平成11年度まで毎年500円ずつ引上げ) ○ 雇用保険の失業給付を受けている場合は、年金の支給を停止する(平成8年4月実施)。 高年齢雇用継続給付を受けている場合は、一定の調整(標準報酬の10%相当の年金を停止)を行う。 (平成9年4月実施)

「報告」における指摘事項		平成6年度予算における措置状況	
(6)	福祉		
○	福祉施策についても、より適正な負担を求めていることを検討すべきであり、また運営の効率化・合理化を図っていくことが必要である。	○ 特別養護老人ホーム等措置施設における費用徴収基準及びホームヘルプサービスの事業の費用負担について適正化。	
(7)	雇用		
○①	希望すれば少なくとも65歳まで働き得る社会を作るための高齢者の雇用機会の確保	○ 雇用をめぐる社会経済の変化に対応し高齢者や女性の雇用継続の援助、促進等を図るため、雇用保険制度を改正	
②	女性労働力において年齢階層別労働力率がM字型を描く状況を是正するための就業環境の整備をはじめとする労働力全体の有効活用策が最も重要な課題となっており、定年後も雇用を継続する高齢者や育児休業取得者に対し一定の給付を行って職業生活の円滑な継続を援助・促進する仕組みを雇用保険制度に創設する等の対応を図っていくことが必要。	・ 高齢期雇用継続給付、育児休業給付を新設（平成7年4月実施） ・ 再就職の促進を図るため再就職手当を拡充（平成6年4月実施） 〔5年度〕 〔6年度〕 就職促進給付 3,060億円 ⇒ 4,216億円 （37.8%増）	
○		○ 高齢者が65歳まで現役として働ける環境づくりを促進 ・ 高齢期雇用就業支援センターの設置 ・ 高齢期キャリア活用センターの設置 ・ 高齢者雇用環境整備奨励金の創設 ・ 高齢期就業準備奨励金の創設 8億円（皆増） 4億円（皆増） 24億円（皆増） 8億円（皆増）	
○		○ 女性労働力の就業環境の整備 ・ レディース・ハローワークの設置 8カ所 ⇒ 11カ所（3カ所増）	
(8)	恩給		
○	臨時行政調査会、臨時行政改革推進審議会の答申等を踏まえ、年金制度改革とのバランスを考慮した見直しを引き続き推進すべき。また、新規の個別改善は行わないこととすべき。	○ 恩給年額を平成6年4月から1.83%引き上げる等のほか、各種加算については公的年金の財政再計算と同様の引上げを行う。	

「報告」における指摘事項	平成6年度予算における措置状況
2. 文教・科学振興 (1) 文教予算編成上の基本的考え方 ○ 行財政改革の基本方針を踏まえつつ、初等中等教育と高等教育との間での財源配分の見直しを進め、初等中等教育については極力地方公共団体が自主性を発揮できるような見直しを進めるとともに、高等教育、学術研究へ資金の重点配分を図ることが重要。このため、国と地方の機能分担及び費用負担の在り方、受益者負担の適正化等の観点から、各種経費の見直しを進めていくことが必要。 (2) 義務教育費国庫負担制度 ○ 文教予算の重点的、効率的配分及び国と地方の機能分担、費用負担の在り方の観点から、制度の目的、発足以来の経緯等をも踏まえ、引き続き、負担対象等について見直しを進めていくことが必要。 ○ 第6次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の平成6年度における取扱いについては、現下の厳しい財政事情等を踏まえて検討を行うことが必要。	○ 初等中等教育の分野 ① 私立高等学校等経常費助成費補助金について、一般補助を削減する一方で特別補助を充実することとし、全体として総額の25%相当額を削減。 ② 義務教育費国庫負担金等について、富裕団体調整措置の対象を現行の不交付団体から財政力指数（当該年度前3年平均）1.0超の団体へ変更。 ③ 公立学校施設整備費について、公立高等学校不適格建物改築事業を一般財源化。 ④ 高等学校教育近代化設備等整備費補助金のうち、特別活動設備（楽器、スポーツ用具等）を一般財源化。 ⑤ 高等学校授業教育設備費等負担金等の補助対象を1個又は1組当たり5万円以上のものに限定。 ⑥ 理科教育等設備整備費補助金のうち、高等学校分の補助対象を1個又は1組当たり4万円以上のものに限定。 ○ 高等教育の分野 ① 科学研究費補助金の増額 736億円 ⇒ 824億円（120%増）〔5年度〕 ② 日本育英会の育英奨学事業 ・ 大学院修士課程に有利子貸与制度を導入 ・ 貸与人員の増員 （大学学部・短大（1年次）） ③ 日本学術振興会の特別研究員の増員 31,960人 ⇒ 35,460人（3,500人増） ④ 国立大学の高度化推進特別経費の増額 71,770人 ⇒ 75,670人（3,900人増） 国立大学の研究基盤重点設備費の増額 1,700人 ⇒ 2,100人（400人増） 国立大学の大学改革推進等経費を創設 52億円 ⇒ 61億円（17.7%増） 国立大学の学部教育ハイテク設備費を創設 36億円 ⇒ 46億円（27.5%増） 国立大学の学部教育ハイテク設備費を創設 — ⇒ 30億円（皆 増） 国立大学の学部教育ハイテク設備費を創設 — ⇒ 11億円（皆 増） ○ 富裕団体調整措置の対象を、現行の不交付団体から財政力指数（当該年度前3年平均）1.0超の団体へ変更（なお、この見直しにより影響を受ける団体に対しては、平成6年度において、富裕団体調整額の3分の1相当額を激変緩和措置として交付）。 〔5年度〕 ⇒ 〔6年度〕 ① 義務教育費国庫負担金 26,891億円 ⇒ 27,510億円（2.3%増） ② 義務教育費国庫負担金 1,077億円 ⇒ 1,175億円（9.1%増） ○ 第6次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の2年次目として、ティームティーチングの導入、特殊教育諸学校の学級編成の改善等を中心に、改善増5,235人を措置。

「報告」における指摘事項	平成6年度予算における措置状況
(3) 私学助成 ○ 私立大学等経常費補助の配分については、私学の独自性の発揮、教育条件の向上の観点から、より一層の見直しが必要。	○ 私立大学等経常費補助金、私立大学・大学院等教育研究装置施設整備補助、私立大学研究設備整備費等補助金については、国の財政事情、私学の果たしている役割等を総合的に勘案し、次のとおり計上。
○ 私立大学等経常費補助金 ○ 私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助金 ○ 私立大学研究設備整備費等補助金	〔5年度〕 2,655.5億円 ⇒ 〔6年度〕 2,733.5億円 (2.9%増) 〔5年度〕 85.5億円 ⇒ 〔6年度〕 87.5億円 (2.3%増) 〔5年度〕 24.5億円 ⇒ 〔6年度〕 26.5億円 (8.2%増)
○ 私立高等学校等経常費補助については、当面の誘導措置として発足した経緯を踏まえ、国と地方の機能分担、費用負担のあり方の観点から、制度改正を含め見直しを行うべき。	○ 私立高等学校等経常費補助金については、一般補助については、一般補助について補助単価の引下げ(▲30%)等を行うとともに、教育改革を一層積極的に推進していくため特別補助を充実。
(4) 義務教育教科書無償給与制度	〔5年度〕 847億円 ⇒ 〔6年度〕 635億円 (25.0%減)
○ 家計での消費とりわけ教育関係支出の実情、及び一律無償は所得配分の観点から適当でなく、また、財政負担に対し一人当たり家計負担軽減額がわずかで財政資金の効率的使用の観点からも問題がある点を考慮して、今後、有償化につき更に検討を進めるべき。	○ 教科書有償化問題について今後引き続き検討することとし、6年度予算では無償措置を継続。 〔5年度〕 440億円 ⇒ 〔6年度〕 434億円 (1.4%減) 義務教育教科書購入費
(5) 国立学校特別会計 ○ 初等中等教育と高等教育の間で財源配分の見直しを行った上で、施設・設備の老朽化、狭隘化が特に著しい大学について、その施設等の整備、改善を重点的、計画的に進めるべき。併せて、教育研究体制の高度化を推進していくことが必要。	○ 施設・設備の老朽化、狭隘化が特に著しい大学について、その施設等の整備、改善を重点的、計画的に推進。 また、大学院に重点をおいた教育研究体制の高度化を推進するほか、学術研究の推進に必要とされる基盤的な研究設備の整備を推進。 〔5年度〕 1,833億円 ⇒ 〔6年度〕 2,177億円 (18.8%増) ① 国立学校施設等整備費 ⇒ 2,177億円 (18.8%増) ② 基幹的教育研究経費 ⇒ 1,636億円 (4.6%増) ③ 高度化推進特別経費 ⇒ 52億円 (17.7%増) ④ 研究基盤重点設備費 ⇒ 61億円 (27.5%増) ⑤ 大学改革推進等経費 ⇒ 36億円 (皆増) ⑥ 学部教育ハイテク設備費 ⇒ 30億円 (皆増) ○ 国立大学授業料の引上げ(平成7年4月入学者から) 411,600円 ⇒ 447,600円 (8.7%増) (月額3,000円、年額36,000円の引上げ)
○ 国立大学授業料については、私立大学との格差の現状、高等教育改善等のための特別会計の自己財源確保の必要性にも配慮し、適正化を進めることが必要。なお、学部別授業料についても検討を進めるべき。	○ 学部別授業料の導入については、引き続き検討。

「報告」における指標事項	平成6年度予算における措置状況
(6) 科学技術 ○ 基礎的・創造的研究の充実強化の重要性に留意しつつ、優先順位を十分考慮して、重点的・効率的な資金配分を行うことが必要。	○ 基礎的・創造的研究の充実強化に重点配分。 科学技術振興調整費 フロンティア研究 創造科学技術推進事業 独創的個人研究育成制度 〔5年度〕 133億円 27億円 69億円 14億円 〔6年度〕 155億円 32億円 74億円 17億円 (16.5%増) (18.9%増) (8.6%増) (19.5%増)
○ 大規模プロジェクトについては、その必要性、緊急性や後年度負担の状況を十分検討し、新規プロジェクトの着手を厳に抑制するとともに、既定プロジェクトについても緊要度に応じて速度調整を図るべき。	○ 宇宙開発、海洋開発等のプロジェクトの着実な推進。 地球観測プラットフォーム技術衛星(ADEOS) 大型海洋観測研究船の建造着手 大型放射光施設(Spring-8)の建設費 119億円 — 90億円 184億円 19億円 110億円 (54.4%増) (皆増) (21.8%増)
○ 国民生活の質の向上に資する科学技術の振興。 地震予知研究	○ 国民生活の質の向上に資する科学技術の振興。 地震予知研究 24億円 ⇒ 35億円 (44.1%増)
○ 大規模プロジェクトについては、進捗調整に十分留意。 後年度負担額(科学技術庁所管一般会計予算)	○ 大規模プロジェクトについては、進捗調整に十分留意。 後年度負担額(科学技術庁所管一般会計予算) 2854億円 ⇒ 2,715億円 (139億円減)
3. 防衛 ○ 現在、防衛力の在り方が検討されているところであり、将来の防衛関係費の確直化を招くことのないよう、後年度負担を含めた防衛関係費全般にわたり、効率化・合理化に努め、極力その抑制を図ることが必要。 6年度防衛関係費については、以上のような事情や現下の財政事情等を勘案し、正面と後方のバランスにも配慮しつつ、その一層の抑制を図るべき。	○ 6年度防衛関係費については、昭和35年度以来の低い伸び率に抑制(0%台は34年振り。) 〔5年度〕 4兆6,406億円(+ 1.95%) 〔6年度〕 4兆6,835億円(+ 0.9%) 防衛関係費
○ 装備品の調達等に係る後年度負担については、極力その抑制を図ることが重要。	○ 新規後年度負担の抑制に努力。 〔5年度〕 1兆7,721億円(+ 3.4%) 〔6年度〕 1兆8,301億円(+ 3.3%) 新規後年度負担 うち正面 8,503億円(+ 2.1%) ⇒ 8,579億円(+ 0.9%)
○ 基地周辺対策経費については、現下の財政事情を踏まえ、引き継ぎ一層の抑制を図るべき。	○ 基地周辺対策経費の抑制に努力。 〔5年度〕 1,627億円(+ 0.0%) 〔6年度〕 1,621億円(▲ 0.3%) 基地周辺対策経費(契約ベース)

「報告」における指摘事項		平成6年度予算における措置状況																																																	
○ 公共事業の配分に関しては、高齢化社会が本格化する21世紀までのわずかな期間に真に緊急に整備が必要とされる分野に思い切った重点投資を行う必要があるとの認識の下、その配分に関する考え方を「公共事業の配分のあり方に関する報告」において示した。 6年度予算編成に当たっては、同報告で提示した考え方に沿い、公共事業の配分の見直しに取り組むべきである。 (参考)「公共事業の配分のあり方に関する報告」(抄) 3. 公共事業予算の配分の考え方 (3) 配分の基準 現行の各公共事業は、それぞれ複数の事業項目から構成されているが、大別すれば、次の通り、(A)生活環境整備、(B)国土保全、(C)産業基盤整備の三つの類型に分類される。 (A) 住宅、下水道、農業集落排水、上水道、廃棄物処理施設、公園、生活圏内道路、等 (B) 治水、海岸、森林整備(治山、造林、林道)、等 (C) 工業用水、漁港、沿岸漁場整備、港湾、農業生産基盤、等 三類型の優先順位は、上記(2)「配分の見直しに当たっての考え方」の下で次の理由により、(A)、(B)、(C)の順とすることが適当である。 (A) 生活環境整備については、国土保全、産業基盤整備に比べ事業の本格的実施が遅れたため、限られた期間に緊急に整備をする必要があるところから、当面、集中的に投資するよう努めるべきものである。		○ 公共事業関係費の規模の確保 6年度当初予算では、一般会計の伸び2.3%に対し4.0%と高い伸び。さらに、5年度3次補正予算において追加した1兆6,045億円を加えれば、相当規模の公共事業関係費を確保。(いわゆる「15ヶ月予算」) 〔5年度当初〕 8兆6,384億円 → 4.0% 〔6年度当初〕 8兆9,846億円 + 〔5年度3次補正〕 1兆6,045億円 (22.6%)																																																	
		○ 生活関連分野への重点投資 財政制度審議会報告を尊重しつつ、国民生活の質の向上に資する分野に思い切った重点投資を行い、具体的には、住宅、下水道、廃棄物処理施設等の事業(「生活環境整備型」)については思い切った重点投資を行い、また、治水、海岸等の事業(「国土保全型」)については、着実な伸びを確保し、さらに、漁港、港湾等の事業(「産業基盤整備型」)については、必要な分野には重点的な投資を行いつつも全体としては抑え気味の配分。 (対前年度伸率) <table><tr><td>住宅</td><td>66%</td><td>住宅</td><td>30%</td><td>漁港</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>市街地整備</td><td>95%</td><td>治山</td><td>33%</td><td>港湾</td><td>0.7%</td></tr><tr><td>下水</td><td>70%</td><td>海岸</td><td>30%</td><td>工業用水</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>農業集落排水</td><td>16.3%</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>廃棄物処理施設</td><td>14.4%</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>水道</td><td>100%</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>公園</td><td>68%</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>都市・幹線鉄道</td><td>8.5%</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 一 般 公 共 41%		住宅	66%	住宅	30%	漁港	0.5%	市街地整備	95%	治山	33%	港湾	0.7%	下水	70%	海岸	30%	工業用水	1.0%	農業集落排水	16.3%					廃棄物処理施設	14.4%					水道	100%					公園	68%					都市・幹線鉄道	8.5%				
住宅	66%	住宅	30%	漁港	0.5%																																														
市街地整備	95%	治山	33%	港湾	0.7%																																														
下水	70%	海岸	30%	工業用水	1.0%																																														
農業集落排水	16.3%																																																		
廃棄物処理施設	14.4%																																																		
水道	100%																																																		
公園	68%																																																		
都市・幹線鉄道	8.5%																																																		

平成6年度予算における措置状況												
○ 公共事業関係費のシェアの変更 各事業のシェアの変更幅の合計は、 プラス・マイナス各々約1.6%、省庁別のシェアの変更幅は、プラス・マイナ ス各々約0.9%と極めて大きなもの。	58'	59'	60'	61'	62'	63'	元'	2'	3'	4'	5'	6'
	(%)											
	事業別シェアの 変更幅の合計											
	省庁別シェアの 変更幅の合計											
(B) 国土保全については、我が国の自然的特性からいつて、特定の時期に完了するといった性格のものではないので、長期的視点から着実に実施していくべきである。 (C) 産業基盤整備については、これまでの投資実績や国民経済に占める比重の変化等を考慮すると、これからの我が国経済の成長のために必要な分野には適切な配慮をしながらも、全体としては、重点的かつ抑制気味に扱うべきである。 高速道路、拠点空港等は、上記の三類型に分類し難いものではあるが、国土の骨格の形成、あるいは、国際社会との交流のための基盤的施設であり、各々の必要性を見極めながら、着実に整備していくことが必要である。 また、このような基準で配分した場合には、現状に比べて都市重視の考え方であり、国土の均衡ある発展に逆行するとの反論も予想される。 しかしながら、都市においても、地方においても最近の国民のニーズは便利で住みよい生活環境を形成してほしいということであり、下水道等の生活環境整備型の事業の多くは、実際に、都会よりも地方でより多く実施されている実績がある。従って、上記の優先順位による配分を行っても、都会重視になるとか地域振興に反するということには決してならない。												

「報告」における指摘事項		平成6年度予算における措置状況	
5. 政府開発援助			
○ 量的拡大から、内容面における一層の重点化・効率化が更に重要。		1. 一般会計ODAについては厳しい財政事情の中ではあるが、引き続き国際貢献を推進することとし、円高による影響、他の経費とのバランスにも留意して、10634億円（伸率4.8%）を計上（過去最低の伸率）。	
○ 平成6年度予算編成に当たっては、厳しい財政事業の下、総額は抑制しつつ、環境・人口等地球的規模の問題に対処していくとともに、開発途上国の自助努力を支援する観点から人遣り支援の分野に財源の重点配分を行うなど、真に効果的な援助を目指すことが必要。		2. 総額の伸びは抑制しつつ、財源の重点配分を行い、真に効果的な援助を目指す。 (1) 環境、人口などの地球的規模の問題や、人権、難民、民主化支援などの今日的課題への取り組み。 〔5年度〕 ・ 国連環境基金拠出金 2262万 ^千 円 → 3,603万 ^千 円 (+59.3%) ・ 国連難民高等弁務官計画拠出金 8,300万 ^千 円 → 10,000万 ^千 円 (+20.5%) ・ 国連婦人開発基金等拠出金 128万 ^千 円 → 178万 ^千 円 (+39.1%) 〔6年度〕 (2) 開発途上国における人遣りを支援するための技術協力。 ・ 国際協力事業団による技術協力の拡充 うち 研修員受入れ 6,920人 → 7,140人 (+220人増) 青年海外協力隊新規派遣 1,030人 → 1,110人 (+80人増) ・ 留学生関係（途上国からの留学生受入れ） 260億円 → 294億円 (+13.2%) ・ 海外における日本語教育支援 204億円 → 233億円 (+14.2%) (3) この他、草の根レベルできめ細かい執行のできる「小規模無償資金協力」、災害被災者、難民救済に機動的に対応できる「災害援助」については、大きく拡充。また、NGOの活動を支援するための補助金を拡充。 ・ 小規模無償 10億円 → 15億円 (+50.0%) ・ 災害無償 40億円 → 53億円 (+32.5%) ・ NGO事業補助金 4.4億円 → 5.4億円 (+22.7%) (ボランティア補償支援制度創設)	

「報告」における指標事項	平成6年度予算における措置状況
6. 農業 (1) 農業関係予算の合理化・重点化 経営感覚に優れた効率的・安定的経営体を育成し、こうした経営体が生産の大宗を担う農業構造が実現されるよう、財政資金の効率的、重点的配分に努めていくことが必要。その際、補助金について生産対策関係の施設・機会等に係るものを中心に効率化、重点化の観点から見直しを進めるとともに、融資の積極的活用を図るべき。	○ 農林水産関係予算総額 〔公共事業関係費 食糧管理費 一般農政費〕 (注) NTT償還時補助は除いている。 〔5年度〕 33,680億円 18,226億円 3,113億円 12,341億円 〔6年度〕 ⇒ 34,188億円 (1.5%増) ⇒ 18,559億円 (1.8%増) ⇒ 2,743億円 (11.9%減) ⇒ 12,886億円 (4.4%増) ○ 経営体の育成強化 ① 総合的融資制度の確立 農業経営基盤強化促進法に基づく経営改善計画の認定を受けた農業者の計画に即した経営展開を資金面で着実に支援する総合的融資制度を確立する。 ア 農業経営基盤強化資金(仮称)創設 融資枠 400億円 金利 35%(利子助成により実行金利20%) 融資枠 2,000億円 金利 33%(変動制) イ 農業経営改善促進資金(仮称)創設 ② 経営規模拡大等関連資金の拡充 農林公庫における農業の経営規模拡大等に資する農地等取得資金等の融資枠を拡大する。 〔5年度〕 6,000億円 1,078億円 〔6年度〕 ⇒ 6,000億円 (0.0%) ⇒ 1,378億円 (27.8%増) ③ 農業経営育成促進農業構造改善事業の創設 足腰の強い地域農業を確立するため、経営体育成のための指導等と有機的連携を図りつつ、土地基盤整備、農業近代化施設等を重点的かつ短期的(2年間)に整備する事業を農業構造改善事業の中に創設する(6年度 100億円)。 ○ 農業の生産性の向上と農村の生活環境整備の推進 効率的・安定的な経営体の育成等を通じた国内農業の体質強化を図っていくとともに、農村地域の生活環境整備の促進を図る観点からの予算の重点化を行う。 〔5年度〕 11,543億円 241億円 53億円 — 1,003億円 300億円 〔6年度〕 ⇒ 11,682億円 (1.2%増) ⇒ 269億円 (11.6%増) ⇒ 268億円 (405.3%増) ⇒ 67億円 (皆増) ⇒ 1,166億円 (16.3%増) ⇒ 343億円 (14.4%増) 農業農村整備事業 うち高生産性大区域ほ場整備事業 担い手育成基盤整備事業 担い手育成畑地帯総合整備事業 農業集落排水事業 中山間活性化総合整備事業

「報告」における指標事項	平成6年度予算における措置状況
	補助事業の重点化等 ① 農業構造改善事業費補助金、山村等振興対策事業費補助金等において、構造改善センター、多目的集会所等に對する補助を廃止（5年度実績：39億円減） ② 農業構造改善事業費補助金、先進的農業生産推進対策事業費補助金等において施設、機械等の一部を補助対象から外し、融資化
(2) 食糧管理制度 食糧管理に係る財政負担について、以下のような観点から引き継ぎ一層の縮減を図っていく必要がある。 ① 生産者及び消費者米玄価 今後の米玄価の決定については、内外価格差縮小・政府管理経費縮減・コスト逆ザヤの縮小を進めていくことが必要。	○ 食糧管理費 〔5年度〕 3113億円 ⇒ 〔6年度〕 2743億円（11.9%減） ① 食糧管理特別会計繰入 食糧調整勘定繰入については、米玄に關する適切な需給管理が行われるよう措置するとともに、5年産米の異例の不作に伴う取扱数量の減等を適正に反映させ、政府管理経費の見直し等を行うことによつて、できる限りの節減を図る。 調整勘定繰入 2100億円 ⇒ 1,900億円（9.5%減） ② 水田営農活性化対策費 （参考）転作等目標面積 1,013億円 ⇒ 843億円（16.8%減） 676千ha ⇒ 600千ha 〔注〕食糧管理費 2,743億円は、ピーク時（56年度、9,948億円）の3割弱。また、食糧特会調整勘定繰入 1,900億円は、ピーク時（51年度、7,690億円）の4分の1弱。
② 学校給食用米穀値引制度 学校給食用米穀の値引きについて見直しを図っていくことが必要。その際、現在の自主流通米中心となつてゐる米の流通・消費の実態を踏まえ、今後米飯給食に對しても、より自主流通米を活用する方向で検討すべき。	○ 学校米飯給食助成の節減合理化 自主流通米の供給（4～10月）による助成の節減 12億円減 父兄負担（標準的な自主流通米の場合） 160円/月 ⇒ 170円/月（7%増） 今後とも自主流通米の割合が高まるよう努力 （参考）学校給食用牛乳供給事業交付金 〔 学校供給日数区分に応じ学校単位で助成する現行方式の助成単価を縮減（10%減）するとともに 〕 〔 学校供給の合理化を推進するための方策を導入 〕

「報告」における指摘事項	平成6年度予算における措置状況
7. 運輸 (1) 日本国有鉄道清算事業団債務の処理 ○ 最終的に国において処理すべき債務が巨額に上ると見込まれることを踏まえ、本問題の重要性につき広く国民の理解を求めつつ、6年度においても土地売却収入の確保に最大限努力するなど資産処分を進め、国鉄清算事業団の長期債務の償還に努めるべき。	○ 平成6年度においても、土地売却収入の確保に最大限努力するほか、JR株式売却収入、鉄道整備基金からの収入、補助金収入等により債務償還を進める。 (参考) 国鉄清算事業団の長期債務の見込み 平成5年度首 26.6兆円 平成6年度首 25.9兆円 平成7年度首 25.8兆円 (平成5年度) 発生金利等 1.5兆円 資産処分収入による債務減 △2.2兆円 ・土地処分収入 0.9兆円 ・JR株式売却収入 1.1兆円 ・鉄道整備基金収入 0.1兆円 ・補助金 0.1兆円 ・その他収入 0.1兆円 (平成6年度) 発生金利等 1.5兆円 資産処分収入による債務減 △1.6兆円 ・土地処分収入 1.0兆円 ・JR株式売却収入 0.3兆円 ・鉄道整備基金収入 0.1兆円 ・補助金 0.1兆円 ・その他収入 0.0兆円

「報告」における指摘事項		平成6年度予算における措置状況																														
(2) 整備新幹線問題																																
○ 3線5区間以外の区間の新たな着工や規格の変更については以下のような極めて大きな問題がある。 ① 新幹線建設のため確保されている財源は3線5区間で手一杯であり、追加的に必要な膨大な財源確保の目処は全く立っていない。また、整備新幹線の収支採算性は極めて乏しく、JRが50%の事業費を負担できないことは明らか。 現在の公的助成比率(50%)を超えて助成を行うことは、整備新幹線が私企業であるJRの事業用施設であることを考えれば、国鉄改革の趣旨・行財政改革の趣旨にも反する。 ② 清算事業団債務のうち最終的に国が処理すべき債務が膨大になると見込まれる中、更に、巨額の負担を後世に残すことにつき国民の理解を得がたい。 ③ JRを第二の国鉄としないために並行在来線の経営分離が必要だが、3線5区間以外で経営分離の見通しは全く立っていない。 3線5区間は既に約2兆円の巨大プロジェクトとなっており、しかも進捗割合が10%強という段階であり、今後の事業費の増嵩等を考慮すると、現在の計画ですら達成は容易ではない。また、高速道路・空港等を含めた総合的な交通体系の一つとして検討されるべきものである。 財源、収支採算性、並行在来線の問題等を考えれば、現時点においては3線5区間以外の区間の着工や規格の変更を行うことは不可能。従って、基本的枠組みに従って、3線5区間に限定して建設を着実に進めていくべき。		○ 既に着工している3線5区間に限定して建設を着実に推進する。 ○ 3線5区間以外の区間の新たな着工や規格の変更については、平成6年2月8日の大蔵・自治・運輸三大臣の申し合わせにより「3線5区間以外の区間(3線5区間の規格の変更を含む)については、新たな財源を見出すことを前提として、平成9年以降新しい基本スキームを検討し、その成案を得ることとする。その際、国及び地域の財政事情、JRの健全な経営の確保等に配慮する。また、収支採算性の見直し等所要の要件が整えられていることが必要である」とされた。 〔参 考〕 <table><tr><th>区 分</th><th>5年度事業費</th><th>6年度事業費</th></tr><tr><td>〔新幹線建設事業費〕</td><td></td><td></td></tr><tr><td>整備新幹線建設事業費</td><td>1,591億円</td><td>1,829億円</td></tr><tr><td>北陸新幹線(高崎・長野)</td><td>1,274億円</td><td>1,501億円</td></tr><tr><td>東北新幹線(盛岡・青森)</td><td>84億円</td><td>88億円</td></tr><tr><td>九州新幹線(八代・西鹿見島)</td><td>75億円</td><td>79億円</td></tr><tr><td>北陸新幹線(金沢・石動)</td><td>48億円</td><td>50億円</td></tr><tr><td>北陸新幹線(糸魚川・魚津)</td><td>20億円</td><td>21億円</td></tr><tr><td>鉄道駅緊急整備事業</td><td>90億円</td><td>90億円</td></tr><tr><td>整備新幹線建設推進準備事業費</td><td>20億円</td><td>30億円</td></tr></table>	区 分	5年度事業費	6年度事業費	〔新幹線建設事業費〕			整備新幹線建設事業費	1,591億円	1,829億円	北陸新幹線(高崎・長野)	1,274億円	1,501億円	東北新幹線(盛岡・青森)	84億円	88億円	九州新幹線(八代・西鹿見島)	75億円	79億円	北陸新幹線(金沢・石動)	48億円	50億円	北陸新幹線(糸魚川・魚津)	20億円	21億円	鉄道駅緊急整備事業	90億円	90億円	整備新幹線建設推進準備事業費	20億円	30億円
区 分	5年度事業費	6年度事業費																														
〔新幹線建設事業費〕																																
整備新幹線建設事業費	1,591億円	1,829億円																														
北陸新幹線(高崎・長野)	1,274億円	1,501億円																														
東北新幹線(盛岡・青森)	84億円	88億円																														
九州新幹線(八代・西鹿見島)	75億円	79億円																														
北陸新幹線(金沢・石動)	48億円	50億円																														
北陸新幹線(糸魚川・魚津)	20億円	21億円																														
鉄道駅緊急整備事業	90億円	90億円																														
整備新幹線建設推進準備事業費	20億円	30億円																														

「報告」における指摘事項	平成6年度予算における措置状況
8. 地方財政・補助金等 ○ 臨時行政改革推進審議会の答申等を踏まえ、地方財政の歳出規模の拡大を厳しく抑制していくことが必要。 ○ 平成6年度の地方財政については、近年になく極めて厳しい状況になるものと考えられる。一方、国の財政事情も誠に深刻な状況に立ち至っているところである。従って、平成6年度の地方財政対策の具体的方策については、このような状況を踏まえ、適切に対処することが必要。	○ 6年度においては、景気に十分配慮して地方投資単独事業について5年度と同じ12%という高い伸びを維持する一方、臨時行政改革推進審議会答申等の趣旨に従い、国と同様、極力、経費の節減合理化に努め、総額を抑制。 【歳出規模】 ・ 名目歳出ベース ・ 約80兆9,200億円程度 対前年度 5.9%の増 (5年度 2.8%の増) ・ <u>NTT繰上償還額を除いたベース</u> ・ 約79兆1,400億円程度 対前年度 3.6%の増 (5年度 2.8%の増) ・ <u>NTT繰上償還額及び地方投資単独事業を除いたベース</u> ・ 対前年度 1.2%の増 (5年度 2.5%の増) (注) 5年度のNTT繰上償還額及び地方投資単独事業を除いたベースの伸率は、6年度の伸率との比較のため、4年度に計上された臨時財政特例償還基金を除いたベースで算出。 1. 6年度の地方財政は、 (1) 6年度の所得税等の減税により地方交付税が12,432億円、個人住民税等の減税により地方税等が16,461億円、それぞれ減少。 (2) 減税の影響を除く通常収支でみても29,886億円の財源不足。 2. 6年度の地方財政対策では、このように、近年になく極めて厳しい地方財政の状況を踏まえ、地方財政の円滑な運営に支障が生ずることのないよう以下の措置を講ずることとしている。 (1) 減税の影響分については、次の措置により全額を補填。 ① 地方交付税の減少については、交付税特会借入金により全額補填。 ② 住民税等の減少については、減税補てん債の発行により全額補填。 (2) 通常収支の財源不足額については、次の措置により全額を補填。 ① 地方交付税の増額措置 (2兆886億円) ・ 一般会計加算 (1,760億円) ・ 特会剰余金の活用 (400億円) ・ 特会借入金の償還計画の変更 (1,579億円) ・ 新規の特会借入金 (1兆6,747億円) ② 建設地方債 (財源対策債) の増発 (9,000億円) 3. この結果、特会出口ベースの地方交付税については、前年度とほぼ同額の15兆5,020億円 (対前年度0.4%増) を確保。

「報告」における指標事項	平成6年度予算における措置状況		
【参 考】6年度の地方交付税交付金		(6年度)	(5年度)
	法定率分	13兆6,183億円	15兆9,804億円
	前年度精算額	▲ 1兆 365億円	—
	法定加算分	1,760億円	370億円
	特例措置額	—	▲ 4,000億円
	一般会計ベース	12兆7,578億円 (▲18.3%)	15兆6,174億円 (▲1.0%)
	返還金	0億円	2億円
	特会借入金等利子等	▲ 2,137億円	▲ 1,246億円
	特会借入金償還	—	▲ 578億円
	特会剰余金の活用	400億円	—
	特会借入金	2兆9,179億円	—
	特会出口ベース	15兆5,020億円 (+0.4%)	15兆4,351億円 (▲1.6%)

「報告」における指標事項	平成6年度予算における措置状況
○ 補助金等については、地方行政の自主性の尊重、財政資金の効率的使用の観点から、不断の見直しを行うことが必要。	(1)一般財源化 ○ 市町村保健活動費交付金 (▲138億円) ○ 保健所運営費交付金 (▲28億円) ○ 児童扶養手当事務取扱交付金のうち、都道府県及び市町村職員の人件費 (▲33億円) ○ 児童手当事務費交付金のうち、市町村職員の人件費 (▲18億円) ○ 国民健康保険事務費負担金のうち、一般事務に係る経費 (▲100億円) ○ 小規模事業指導費補助金のうち、商工会・商工会議所の経営指導員等の人件費等 (▲158億円) 〔地方公共団体における施設の自主的な整備〕 ○ 社会体育施設整備費補助金のうち、体育館 (▲16億円) ○ 公立学校施設整備費補助金のうち、公立高等学校不適格建物改築事業に係る経費 (▲11億円) 等 (2)補助制度の見直し等 ○ 療養給付費負担金 (▲226億円)、老人医療給付費負担金 (▲133億円) 〔 医療保険制度の改正により、入院時の食事につき定額自己負担を導入 (1日800円) することにも、付添看護の解消や在宅医療の推進等に財源を重点的に配分 〕 ○ 義務教育費国庫負担金等 (▲475億円) ○ 富樫団体調整措置の対象を現行の不交付団体から財政力指数 (当該年度前3年平均) 1.0超の団体へ変更 ○ 私立高等学校等経常費助成費補助金 (▲246億円) 〔一般補助の補助単価の引下げ〕 ○ 農業構造改善事業費補助金、山村等振興対策事業費補助金等において、構造改善センター、多目的集会所等に対する補助を廃止 (5年度実績：▲39億円) (3)補助対象の重点化 ○ 高齢者労働能力活用事業費等補助金のうちシルバー人材センター委託援助事業について、補助対象を設立後10年以内のセンターに限定 (▲5.9億円) ○ 公立社会教育施設整備費補助金のうち公民館の補助対象を、現行の330㎡以上から750㎡以上の事業に限定 (過疎地域、離島、へき地など特別な事情を有する地域に整備する場合を除く) (▲12億円) (公共事業関係) ○ 河川、港湾及び漁港の局部改良事業の採択基準の引上げ 5千万円以上 ⇒ 1億円以上 等 (4)零細補助基準の引上げ (最終補助事業者における1件当たり交付額) 地方公共団体 都道府県及び政令指定都市 [現 行] [平成6年度] 市 町 村 2,500万円未満 ⇒ 3,000万円未満 民間団体 250万円未満 ⇒ 300万円未満 2,500万円未満 ⇒ 3,000万円未満

(出所) 財政制度審議会総会 (第8回) 平成6年2月28日配付資料(2) (財政制度審議会「平成5年度 財政制度審議会資料集 総会編」197-215ページ)。

8-137 税制改革草案

平成6年2月2日

本格的高齢化社会を迎え、直接税を中心とした現行の税制のままでは勤労世代に過度の負担がかかる等、対応がきわめて困難となっている。このため、個人所得課税を軽減し、間接税に重点を移した税制に改革し、活力のある高齢化社会を実現することが喫緊の課題である。

また、この中で現在の景気の低迷を打開するため、所得減税を先行して実施する必要がある。同時に、6年度予算において、不要不急経費の節減、税外収入の確保に努めることは当然である。

したがって下記により税制改革を実施することとする。

1. 国民福祉税（仮称）の創設

- (1) 高齢化社会においても活力のある豊かな生活を享受できる社会を構築するため、国民福祉税（仮称）を創設する。

「国民福祉税については、高齢化社会においても活力のある豊かな生活を享受できる社会を構築するための経費に充ててを目的とする。」旨法定し、下記の所得減税等と一体の税制改革として実施する。

・税率：7%

・実施日：平成9年4月1日

2. 消費税はこれを廃止する。

3. 所得減税等

- (1) 所得・住民税について、次の減税を行う。

・減税総額：5.3兆円

・実施日：平成6年1月1日

- (2) また、法人特別税（実施日：平成

6年4月1日）0.3兆円

自動車消費税（実施日：平成

6年4月1日）0.1兆円

相続税（実施日：平成

6年1月1日）0.3兆円

を合わせ、減税する。

減税総額 6兆円

4. 「21世紀ビジョン」の推進

- (1) 福祉ビジョンの作成等

高齢化時代における福祉社会を構築するため、本年3月までに「福祉ビジョ

ン」を作成し、福祉の充実を図る。

その際、特に、老後の最大の心配である寝たきりになった場合の介護の問題については、「高齢者保健福祉推進十か年戦略（いわゆるゴールドプラン）」を見直し、介護サービスの充実を思い切って推進する。

(2) 生活環境社会資本の整備

本格的高齢化社会に備え、豊かで質の高い生活基盤を構築するため、地域の実情にあった生活環境を中心とする社会資本の整備を積極的に推進する。

(3) 学術・文化の育成と情報化の推進

創造性にあふれた個性豊かな社会を構築するため、21世紀をにらんだ基礎研究や文化・芸術の育成を積極的に進めるとともに、情報化社会に向けた諸施策を総合的に展開する。

5. 年金生活者等への配慮

- (1) 年金生活者、生活保護世帯、各種手当受給者等、真に手を差し延べるべき人については、国民福祉税による負担の増加に対して、給付額の増額等所要の措置を講ずる。

- (2) 所得減税に当たっては、少額納税者を中心に、課税最低限の引き上げ等により、その負担の軽減に最大限配慮して所要の措置を講ずる。

6. 中小事業者に対する特例措置

- (1) 簡易課税制度等の消費税の中小事業者に対する特例措置については、公平性を重視する立場に立って見直し、その縮小又は一部廃止の方向で改正する。

- (2) 免税事業者のいわゆる「益税」については、適正な価格転嫁に関する指導を行うことにより改善を図る。

7. インボイス方式（請求書等保存方式）

仕入税額控除については、制度の信頼性等の観点から、請求書等（インボイス）の保存を要件に加える。

8. 住民税の減税に伴い、地方税源の充実について配慮する。

（出所）財政制度審議会総会（第6回）平成6年2月4日配付資料(2)（財政制度審議会「平成5年度 財政制度審議会資料集 総会編」132-133ページ）。

8-138 税制改革の草案のイメージ

税制改革の草案のイメージ（平年度）

1. 減	税		
① 所得税減税	税	▲	5.3 兆円
② 住民税減税	税		
③ 相続税減税	税	▲	0.3 兆円
④ 法人特別税	税	▲	0.3 兆円
⑤ 自動車消費税	税	▲	0.1 兆円
(減税合計)		(▲	6.0 兆円)
2. 歳出措置			
① 社会保障制度等の歳出増（注1） （ゴールドプランの見直し等）		▲	0.8 兆円
② 政府部門の国民福祉税負担増（注2）		▲	1.3 兆円
3. 償還財源		▲	1.4 兆円
計		▲	9.5 兆円
国民福祉税の創設 〔7%〕 （9年4月1日～）		+	16.6 兆円
消費税の廃止 〔3%〕		▲	7.1 兆円
計		+	9.5 兆円

（注1） ゴールドプランの見直し等のほか、生活扶助基準の引上げ、年金等の物価スライド等。

（注2） 財貨・サービス等の購入主体としての国、地方公共団体の負担増加額。

（出所）財政制度審議会総会（第6回）平成6年2月4日配付資料(3)（財政制度審議会「平成5年度 財政制度審議会資料集 総会編」134ページ）。